



労審発第 1217 号
令和 2 年 10 月 19 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

労働政策審議会
会長 鎌田



令和 2 年 10 月 19 日 付け 厚生労働省 発基 1019 第 1 号 をもって 諮問 の あった 「労働保険 の 保険料 の 徴収 等 に 関する 法律 施行 規則 の 一部 を 改正 する 省令 案 要綱」 については、本審議会は、下記 の とおり 答申 する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 2 年 10 月 19 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について

令和 2 年 10 月 19 日 付け 厚生労働省 発基 1019 第 1 号 を も っ て 労働政策審議会
に 諮 問 の あ っ た 標 記 に つ い て は 、 本 分 科 会 は 、 下 記 の と お り 報 告 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

令和 2 年 10 月 19 日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について

令和 2 年 10 月 19 日付け厚生労働省発基 1019 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を
得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。